

令和6年度 第1回 米原市国民健康保険運営協議会 議事概要

- 1 日時 令和6年8月26日（月） 午後7時から午後8時50分まで
- 2 会場 米原市役所 本庁舎3階 会議室3C
- 3 出席者 吉田正子会長、吉川英治副会長、世森増信委員、中川博司委員、大谷章委員、
樂本公子委員、竹下裕基委員、久保田伊和男委員、山根史考委員、有賀尚子委員、
岡島弘典委員、高田忍委員、和田健二郎委員
- 4 議事録署名人の指名について
有賀尚子委員、岡島弘典委員を指名

5 協議事項等について

(1) 国民健康保険事業の概要について

資料1により、国民健康保険事業の概要について事務局から説明

【意見等1】令和5年度および令和6年度の税率設定の際に、（前年度の）6.5%の伸びとなるよう税率を引き上げていくということだったが、今後、被保険者数が減っていても、対応していけるのか。

⇒【事務局】第3期滋賀県国民健康保険運営方針に位置付けられている保険料水準の統一時期（令和9年度（移行期間：令和11年度））に統一標準保険料に推移するため、県が示す一人当たり標準保険料の伸び率を考慮して、市基金を活用して出来る限り、令和5年度以降、同じ上げ幅となるよう税率の伸びを抑制し、税率設定を行うこととしている。被保険者数が減っても見込みは変わらない。

【意見等2】県内市町との保険料水準の統一に向けて、本市では令和11年度までに（県が示す標準保険料まで）国民健康保険税を引上げることとして、令和5年度以降、同じ上げ幅となるよう抑制しつつ、税率を引き上げることとしている。今後、国が予定している「子ども・子育て支援金」を賦課することとなると、計画どおり引き上げることとは出来ないのではないのか。

⇒【事務局】現在のシミュレーションでは基礎課税分（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3項目で推計をしており、本件は今後の課題と認識している。今後、国、県から資料等が示されると認識しているが、現時点では、新しく加わる子ども・子育て支援金は、別枠で考える方向で検討している。

【意見等 3】失業等した場合に、国民健康保険税の支払いが困難になる事例があると思う。

市民等に対して、どの程度、国民健康保険税がかかるか等周知しているのか。

⇒【事務局】国民健康保険税は基礎課税分（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分の 3 つで構成されている。それぞれ国民健康保険に加入される方の所得に応じて賦課される所得割、被保険者 1 人ごとに賦課される均等割、1 世帯ごとに賦課される平等割で構成されており、課税限度額の範囲内でその合計額を賦課している。前年中の所得に状況に応じて税額を 7 割、5 割、2 割に軽減する制度がある他、非自発的に仕事を辞められた場合、所得を 3 割と看做して所得割を賦課する仕組みがある。現在、国保加入時等のチラシの配布、市公式ウェブサイトでの啓発等を行っており、今後とも広報等に努めていきたいと考えている。

資料 2 により、マイナンバーカードと被保険者証の一体化の概要について事務局から説明

【意見等 1】本市の国保被保険者は、マイナ保険証をどの程度利用しておられるのか。

⇒【事務局】直近（5 月利用分：7 月抽出時点）で 12% 程度である。本市はマイナンバーカードの取得率が比較的高いため、国全体に比べ、少し利用率が高い状況にあると認識している。

【意見等 2】マイナ保険証（マイナンバーカードの保険証利用）の、メリットやデメリットは。

⇒【事務局】本日の資料においてお示ししていますが、医療費が紙の保険料を使われるよりは 20 円節約でき、自己負担が安くなる。過去のご自身のお薬情報とか、健診の結果が見られるようになるほか、窓口で本人が同意すれば、医師であるとか薬剤師さん等が確認できて、より多くの情報をもとにした治療とか服薬管理ができる。そして、限度額適用認定証等について、所得に応じて、これだけの所得なら限度額はいくらまでという仕組みがありますが、限度額適用認定証等がなくても、限度額を超える支払いが免除されるということが国の方から示されている。今後とも出来る限り分かり易く広報させていただくよう努めていきたい。

【意見等 3】マイナンバーカードには有効期限がある。現在、国民健康保険の被保険者証は有効期限 1 年として、市が毎年度 1 回送付されているが、どのような取扱いとなるのか。

⇒【事務局】マイナンバーカードの更新、電子証明書の有効期限が近づいた際は、国（総務省・地方公共団体情報システム機構（J-LIS））から本人に更新申請の案内が行われると認識している。マイナンバーカードの更新の際は、本人から市町村に申請された後に、市町村から交付通知書をお届けし、新たなマイナンバーカードを受けて頂くこととなる（電子証明書の有効期間満了が近づいた際は、市町村の窓口に来庁のうえ、再設定が必要。健康保険証利用登録は、初回のみ必要であり、マイナンバーカードの保険証利用登録に際しては不要。）。

(2) 令和5年度米原市国民健康保険事業特別会計決算について

資料3により、令和5年度米原市国民健康保険事業特別会計決算について事務局から説明

【意見等1】保健事業費の人間ドック助成について、年間何人くらい助成を受けておられ、市で実施する特定健診との相関関係はどうなっているのか。

⇒【事務局】令和5年度では集団検診で特定健診を受けた方が約1,700人、医療機関で特定健診を受けた方が540人程度、人間ドックを受けた方が約300人となっている。本市では国民健康保険加入者の人間ドックの受診に際して、人間ドックに要した費用の1/2、上限2万円を助成しており、令和2年度は大幅に減ったが、例年、概ね300人程度、受けておられる状況である。

(3) 保健事業の取組「第3期米原市保健事業実施計画（データヘルス計画）、第4期特定健康診査等実施計画」について

資料4により、保健事業の取組「第3期米原市保健事業実施計画（データヘルス計画）、第4期特定健康診査等実施計画」について事務局から説明

【意見等1】特定健診の未受診者に対して、受診勧奨通知を出しているが、受診済の方にも届いていると聞いている。どのような理由か。また、75歳以上の方（後期高齢者）の健診の対象者が令和6年度から変わったのか。

⇒【事務局】集団健診で受診された場合は、すぐに市で把握できるが、医療機関等で受診された場合、データがすぐに市で把握できないことによるものであり、御理解願いたいと考えている。

後期高齢者の健康診査については、国民健康保険事業とは別に実施しているものだが、令和5年度以前は、病院や老人ホームに入院、入所（6か月以上）されている方や要介護認定者で年1回以上血液検査を受けている方等は健康診査の除外対象としていた。本件について県内市町でも御意見を頂いており、令和6年度以降、ほぼ全被保険者（病院や老人ホームに入院、入所（6か月以上）されている方を除く。）に健康診査の受診対象を拡大した。本件は、受診券発送時にチラシを同封して周知を図っている他、市広報誌等で啓発しており、引き続き、啓発に努めていきたい。

【意見等2】今期のデータヘルス計画等の計画期間に入ったが、（保健指導の対象者にとって）分かり易い指標をどう作るのかが課題なのではないか。アイデアや方向性等をお考えであれば、聞かせてほしい。また、高齢者の保健と介護予防との関係、フレイル予防等が示されているが、市としてどのような体制でフレイル予防、高齢者の健康増進、健康寿命の延伸を考えておられるのか、体制も含めてお聞かせいただきたい。

⇒【事務局】本市では（保健指導の対象者に）、今のままでは駄目だと気づいていただくところに重点を置いており、どんなことができるのかに気づき、選択できるよ

うな資料を提供させていただいている。

本市では高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施として、市民保険課の国民健康保険と後期高齢者医療の担当、高齢福祉課、健康づくり課が持っている情報等を共有し、市として今後どのような取組みを実施すべきか、協力して実施できる取組み等について話し合い、連携して取組みを実施している。

【意見等 3】 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、（資料に）健康状態不明者対策として、「健診・医療・介護の利用がない人の状況把握のため訪問を実施」と記載されている。この辺の中身はもう少し具体的に示すべきではないか。

⇒【事務局】健康状態不明者対策として、本市では健康診査を受けていない方、医療のレセプトや介護サービスの利用がない方を訪問して、状況を把握させていただいている。

健康であり、病院等にかかっていない方もおられれば、課題があるにも関わらず健診を受けず、病院等にかかれていない方もおられ、この事業で介護の利用や、病院等の受診に繋がった方もおられる。例えば血圧が高い方であったら、受診に繋がるように繰り返し訪問させていただく等、今後も介護等と連携しながら続けていきたいと思っている。

（４）その他（年間予定等）

資料 5 により、年間予定等について事務局から説明
